



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *44 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則
(障害福祉課)

規 則

和歌山県規則第44号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則 (平成5年和歌山県規則第18号)
を次のように改正する。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第 4 号様式 (第 6 条関係)

身体障害者福祉法指定医師指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

ふりがな
氏 名

印

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定を受けたいので、和歌山県身体障害者福祉法施行細則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 診療に従事する医療機関

名 称

所 在 地

電話番号

2 主として担当する診療科目

3 診療しようとする障害の種類 (下記のいずれかを○で囲むこと。)

- (1) 視覚障害
- (2) 聴覚障害
- (3) 平衡機能障害
- (4) 音声、言語機能障害
- (5) そしゃく機能障害
- (6) 肢体不自由
- (7) 心臓の機能障害
- (8) じん臓の機能障害
- (9) 呼吸器の機能障害
- (10) ぼうこう又は直腸の機能障害
- (11) 小腸の機能障害
- (12) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

4 添付書類

- (1) 経歴書 (別紙)
- (2) 医師免許証の写し
- (3) 学会が認めた専門医等の認定証の写し

別記第8号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式 (第 8 条関係)

身体障害者診断書・意見書 (障害用)

総括表

氏 名	明治・大正 昭和・平成	年 月 日生 () 歳	男 女						
住 所									
1 障害名 (部位を明記)									
2 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、疾病、先天性、その他 ()							
3 疾病、外傷発生年月日		年 月 日・場所							
4 参考となる経過・現症 (エックス線写真及び検査所見を含む。)									
障害固定又は障害確定 (推定) 年 月 日									
5 総合所見 (具体的に記入ください。)									
〔将来再認定 要・不要〕 〔再認定の時期 年 月〕									
6 その他参考となる合併症状									
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 身体障害者福祉法第15条指定医師 氏名 印									
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 〔障害程度級についても参考意見を記入〕 当該診断書にかかる障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する (級相当) ・該当しない									
注意 1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。									
※審査欄への記載は不要です。		審 査	<table border="1"> <tr> <td>手 帳 記 載 障 害 名</td> <td>決 定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>級</td> </tr> </table>	手 帳 記 載 障 害 名	決 定		種		級
手 帳 記 載 障 害 名	決 定								
	種								
	級								

別記第15号様式を次のように改める。

別記第 15 号様式 (第 12 条関係)

却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事

印

年 月 日付けで申請された身体障害者福祉法による身体障害者手帳交付について、下記の理由により却下することに決定しましたから通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対し異議申立てをすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、決定通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

記

(却下理由)

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。